

家族の信託ガイドライン

目 次

1. ガイドラインの目的-----	2
2. 家族の信託サポートを受任する際の注意点-----	2
3. 当事者への説明-----	3
4. 公正証書作成-----	4
5. 信託口座の開設-----	4
6. 信託財産の対抗要件の具備-----	4
7. 信託契約締結後のサポート-----	4
8. 家族の信託と税-----	5
9. 情報の共有-----	5

1. ガイドラインの目的

(一社) 家族の信託ながさき連絡協議会は、家族の信託（家族で運用する民事信託）の資産承継に係る可能性を認め、必要とする家族に届けるための地元専門家による団体である。民事信託を勉強して資産承継の選択肢として持つ経験豊富な地元専門家が、知見を集め顧客に最適なサポートを実現するために、社団法人として組織した。

近年、徐々に長崎においても民事信託の認知度が上がり、依頼件数も増えつつある。しかし、単なる契約書作成として安価で受任している専門家も見られるようになってきており、近い将来のトラブル発生が危惧される状況がとなっている。民事信託は裁判所や専門家が運用に関与しない制度であることから、当事者の理解が不十分であるとトラブルに繋がりがやすい。当会では組成に関わった専門家は、信託の設計から運用、終了までサポートし、円滑な家族の資産承継の達成を目指すべきと考える。

本ガイドラインは、信託ながさきの会員が、資産の有効活用と円満な承継を希望する顧客に「家族の信託」を提供するための指針を示すものである。

2. 家族の信託サポートを受任する際の注意点

(1) 依頼者は所有者（委託者）であること

所有者固有の財産を信託財産とする行為は、財産の処分であり所有者のみの権利である。所有者は、信託が発効した後は委託者として信託の当事者となる。

信託組成の受任の際は、必ず委託者と面談し、意思能力に加え信託設定の意思を確認しなければならない。意思能力に付き疑義が発生するリスクがあるときには、公正証書によることで公証人から意思能力の確認を得ることにより、トラブルを予防する。

(2) 信託以外の選択肢の検討

相談者は、様々な制度に対し十分な知識を有していない。信託を希望されている場合でも、専門家として他の制度も選択肢として提案しなければならない。それぞれのメリット・デメリットを説明し、相談者が最善の選択ができるようにサポートする。

自身の専門外の知識が必要な場合には、その分野の精通専門家に繋ぎ、相談を受けた専門家としての責任を果たすこと。

(3)トラブルが予想される信託は断る勇気を持つ

信託ながさきの会員が扱う家族の信託は、資産の凍結を回避し有効活用を図り、資産の承継を円滑にすることを目指すものである。相談者の依頼に応えることが、資産の有効活用や円満な承継の支障になる場合には、受任を断ることを是とする。

特に、財産所有者に対する経済的虐待や相続時のトラブルの原因となるような信託には、関わることをしないようにすること。

(4)受託者候補の適格性を判断

信託ながさき会員が扱う家族の信託に於いては、原則として信託法第29条2項の別段の定めによる受託者の注意義務の軽減はしないことを基本とする。

家族の信託に於いて、受託者は最重要人物であり責任は大きい。信託目的を果たすために、善管注意義務を負担しその事務を遂行できる者を就職させなければならない。受託者は、委託者が信頼する者であれば親族に限らないが、適格性を持つ受託者がいない場合には、銀行の管理型信託や任意後見などの制度利用の利用も選択肢として検討する。

(5)認知症の意思能力

認知症になると契約等の法律行為ができないという誤解している人は多い。

正確には、法定後見制度における補助程度の能力が認められれば、契約締結能力は認められると解される。公証実務においても、本人の事理弁識能力に疑義があるときは、契約締結能力を有することを証すべき診断書等の提出を求め、証書の原本とともに保存するものとされている。

初期の認知症患者において、信託契約が可能な程度の意思能力が有る場合には、最大限本人の意思を尊重し、家族の信託の組成実現をサポートする。

銀行、保険会社、福祉関係者などの専門家の中にも認知症患者の契約能力を誤解している者は多い。信託の専門家として、誤解を解消し協力を得られるように、確固たる知識を身につけること。

3. 当事者への説明

(1)口頭及び書面での説明

家族の信託は、裁判所等の第三者による監督は受けない。基本的に家族内で報告まで完結する制度である。当事者の制度に対する理解が必須であることは明白である。

信託ながさき会員は、委託者の希望を叶え円満な資産承継を実現する方法を提案する前提として、当事者への説明は時間をかけて理解を得るまで実施しなければならない。さらに、当事者の理解を促し解釈の違いによるトラブルを防止するため、委託者・受託者・受益者に権限や義務及び責任について説明する書面を配付すること。

(2)遺留分の説明

遺留分は、第二順位までの法定相続人の権利として尊重される。信託財産は相続財産ではないが、遺留分の対象となる旨の判例がある。遺留分を侵害する信託の組成に当たっては、相続発生時に遺留分侵害額請求権の行使を受けるリスクを慎重に検討すること。

(3)他の専門家との橋渡し

信託組成に当たっては、公証役場・銀行・不動産業者・司法書士・税理士などへの説明や引継ぎなどの対応が必要となる。相談窓口となった場合には、信託ながさき会員がコーディネーターとして中心的役割を果たすこと。

4. 公正証書作成

(1)信託契約については、書面によることとする。また、委託者の意思能力に対する疑義が問題となる可能性がある場合には、公正証書とすることで契約時の意思能力確認を担保する。

(2)信託口座開設に当たっては、銀行が公正証書による契約を条件とすることがあるため、契約締結前に銀行との協議をすること。

(3)公正証書の作成の際には、委託者の代理人による囑託はしない。

5. 信託口座の開設

(1)信託で金銭を管理するにあたっては、信託口座を推奨する。

受託者は信託財産を自己の財産と分別して管理することとされる。信託財産用口座である旨を表示する信託口座は、第三者に信託財産であることを対抗できる管理方法として有効である。

(2)受託者個人名義の口座を信託専用とするときは、第三者から受託者の固有財産として扱われるリスクを当事者に十分に説明すること。受託者の相続時には、口座解約は相続手続きとなるため、後継受託者が信託を継続できるような対策が必要となる。

(3)信託契約締結後に銀行の判断で信託口座の開設ができなかったときは、受託者名義口座を管理口座とする信託の変更まで責任を持つこと。

6. 信託財産の対抗要件の具備

信託契約締結後は、速やかに登記・登録・表示等をするように促すこと。名義が変わることを嫌って委託者が非協力的になる場合があるが、将来のトラブルになる可能性がある。受託者の財産管理がスムーズにできるよう信託組成責任者として積極的に関与すべきである。

不動産登記については、司法書士と委託者・受託者の面談を設定し、当日は立ち会うなど引き継ぎを確実なものとする。

7. 信託契約締結後のサポート

- (1) 家族の信託は当事者が家族となるため、法律知識が乏しく帳票の作成などになれていない場合が多い。家族の信託を組成する専門家は、信託がスタートしたのち信託の終了まで伴走型のサポートを行い、家族による円滑な財産管理を守る。
- (2) 信託の当事者が専門家の継続的な関与を希望する場合は、信託組成した専門家として信託監督人または受益者代理人に就任することを提案する。ただし、家族の信託は家族内で管理処分まですることが基本であることを考慮し、専門家の関与はその内容と期間を適正なものとするよう注意する。
- (3) 信託契約がスタートするときには、伴走型のサポートをする旨を書面にして当事者に伝えること。

8. 家族の信託と税

- (1) 家族の信託は財産を扱うことから、税金に関する事項は大きな関心事である。信託組成を扱う専門家は、当事者の質問に答えられるように、正確な知識の取得に努めること。誤った情報により節税を期待している場合もあるので注意すること。
- (2) 当事者にアドバイスする際には、税理士の独占業務を侵害することのないように注意する。税務に関し専門的なサポートが必要な場合には、税理士を紹介するなどすること。長崎県においては、信託の知識の少ない税理士も存在するため、必要に応じ税理士に対する説明を実施し、正しい税務情報が得られるようにサポートすること。

9. 情報の共有

信託ながさきは、信託の普及を目指す多業種専門家の集団である。信託普及に貢献できる情報を取得したときは、他のメンバーと情報の共有をはかる。

また、実務において事例の共有をするときには、個人情報の特典ができないように注意しつつ、実際の実務に役立つ情報とする。